

令和 2 年度からの変更点について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成 13 年 5 月 31 日付環水企第 92 号）の通知等に基づいて変更している。以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

公共用水域

奈良県

(1) ローリング調査による調査地点の変更

変更項目：要監視項目（農薬・有機化合物 18 項目）

調査地点：令和 3 年度は曾我川橋、芝、母里川流末、枯木橋（3 年ローリング）。

変更項目：底質(PCB)

調査地点：令和 3 年度は上吐田、布留川流末、土庫川流末、竜田大橋（4 年ローリング）。

(2) 暫定基準値の設定により、新たに要監視項目を追加

変更項目：PFOS 及び PFOA を要監視項目に追加

調査地点：大和川水系の環境基準点 I（計 16 地点）。

国土交通省

(1) ローリング調査による調査地点の変更

① 大和川河川事務所

変更項目：要監視項目（溶解性マンガン、ダイアジノン、トルエン）

調査地点：額田部高橋、小柳橋

② 紀の川ダム統合管理事務所

変更項目：健康項目(全て)

調査地点：令和 3 年度は猿谷ダム湖（川原樋取水口と交互に 2 年ローリング）

(2) 過去 10 年間不検出による測定頻度の減少

① 大和川河川事務所

変更項目：要監視項目（モリブデン）

調査地点：藤井（2 回→1 回）

② 木津川上流河川事務所

変更項目：要監視項目（フェノルカルブ）

調査地点：辻堂橋（1 回→0 回）

(3) 基準値の 1/2 以上の値が検出されたため測定頻度を増加

① 和歌山河川国道事務所

変更項目：健康項目（鉛）

調査地点：大川橋（4 回→12 回）

(4)本川及び支川の最下流基準地点及び重要地点に該当するため増加

①木津川上流河川事務所

変更項目：生活環境項目（全亜鉛、ノニフェノール、LAS）

調査地点：辻堂橋（2回→4回）

(5) 暫定基準値の設定により、新たに要監視項目を追加

変更項目：PFOS 及び PFOA を要監視項目に追加

調査地点：藤井、額田部高橋、小柳橋、辻堂橋、高倉橋、大川橋、御蔵橋

独立行政法人 水資源機構

(1) 誤表記の修正（例年測定を行っているが、測定回数が反映されていなかったため。）

変更項目：溶解性鉄、溶解性マンガン、全亜鉛、ノニフェノール、LAS（0回→12回）

トリハロメタン生成能（0回→4回）

銅、クロム（0回→2回）

調査地点：室生ダム、布目ダム

奈良市

(1) 暫定基準値の設定により、新たに要監視項目を追加

変更項目：PFOS 及び PFOA を要監視項目に追加

調査地点：大和川水系及び淀川水系の環境基準点 I（計 4 地点）。

地下水

奈良県

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）

(2) 継続監視調査

変更なし

奈良市

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）